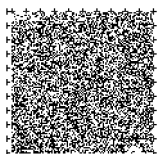


第3部

第7期朝霞市障害福祉計画・ 第3期朝霞市障害児福祉計画



第1章 基本的な考え方

第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画の策定にあたっては、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18（2006）年厚生労働省告示第395号 最終改正：令和5（2023）年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）」における、以下の基本的な考え方を踏まえ策定しました。

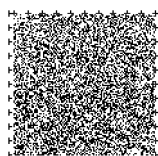
（1）障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進める。

（2）市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とする。また、障害福祉サービスの充実を図り、県の適切な支援等を通じて障害福祉サービスの均てん化（誰もが等しく利益を享受できること）を図る。

各地方公共団体が策定する障害福祉計画等においても、難病患者等が障害者総合支援法に基づく給付の対象となっていることを踏まえ、難病患者等への支援を明確化し、計画を策定するに当たっては、難病患者や難病相談支援センター等の専門機関の意見を踏まえる。



(3) 入所・入院等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

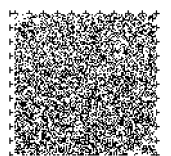
障害者等の自立支援の観点から、入所・入院等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

特に、入所・入院等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行うしつつ地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保する。

また、市町村は、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域の体制づくりを有する地域生活支援拠点等を整備するとともに、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。

こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。なお、地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保する必要がある。

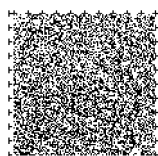
さらに、精神障害者の地域生活への移行を進めるにあたっては、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要である。これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。



(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、令和3（2021）年4月に施行された地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律による改正社会福祉法に基づく市町村の包括的な支援体制の構築の推進に取り組む。その際、市町村は同法に基づく地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、次に掲げる支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める。

- ▶ 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- ▶ 相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ▶ ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援



(5) 障害のある児童の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うにあたっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要である。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の適切な支援を通じて、障害児支援の均てん化（誰もが等しく利益を享受できること）を図り、地域支援体制の構築を図る。

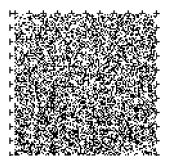
また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。

さらには、障害児が地域の保育や教育を受けることができるように支援することで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。

加えて、人工呼吸器を装着している障害児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（医療的ケア児）が支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する人に対して、各関連分野が共通の理解に基づき、協働する包括的な支援体制を構築する。

(6) 障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要がある。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいくことが重要である。



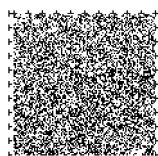
(7) 障害者の社会参加を支える取組定着

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援すべきである。その際、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要である。

特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、文化行政担当等の関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る。

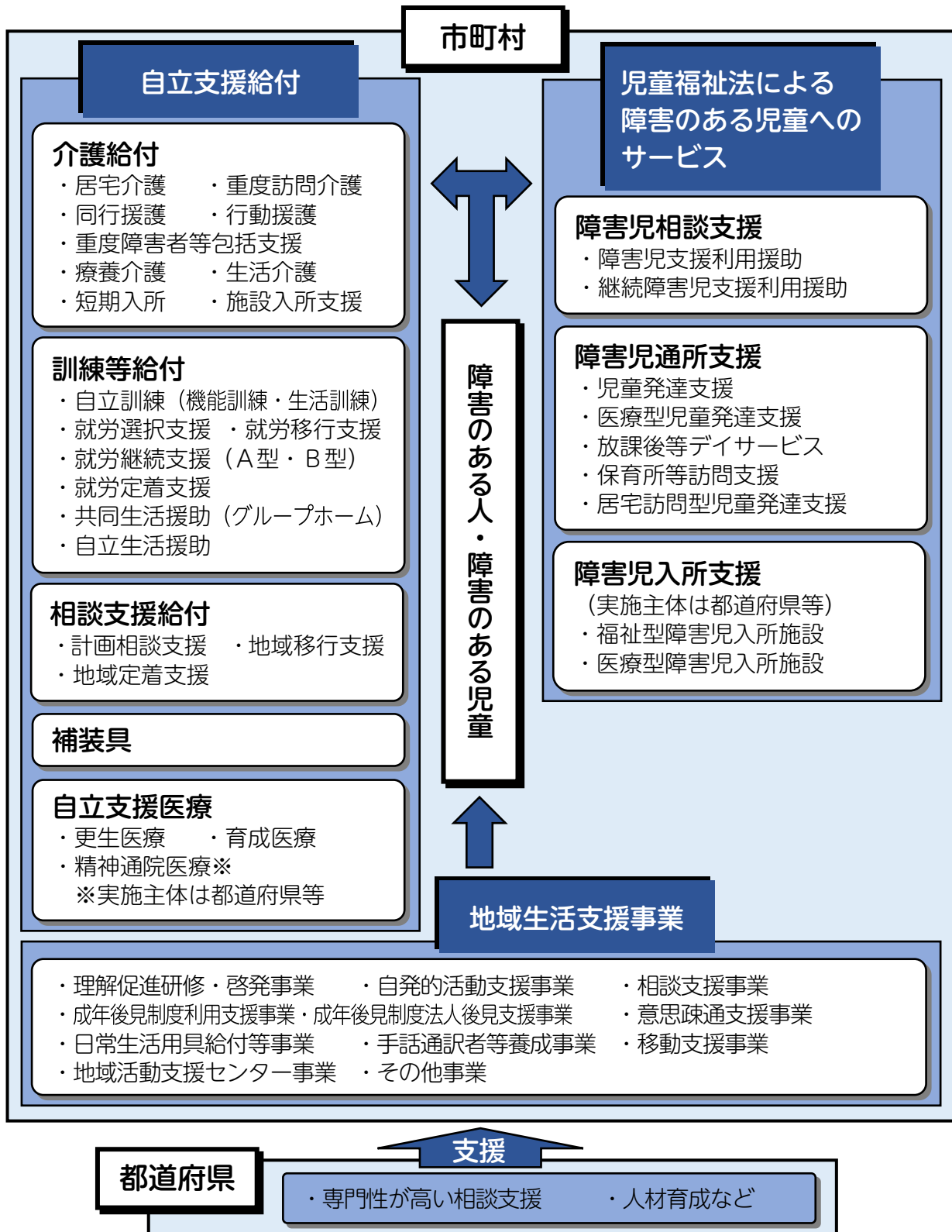
また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する。

さらに、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律を踏まえ、デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図る。



第2章 障害福祉サービス等の体系

障害のある人・障害のある児童を対象とした障害者総合支援法、児童福祉法によるサービス体系は、以下のようになっています。



第3章 令和8（2026）年度の目標設定

1 基本目標

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針によれば、地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、令和8（2026）年度末までに地域生活（グループホーム、一般住宅等）に移行する者の数値目標を設定することとされています。

①地域移行者数

<国の成果目標>

◇令和4（2022）年度末時点の施設入所者の6%以上が令和8（2026）年度末までに地域生活へ移行すること。

<本市の考え方>

◆本市では、令和4（2022）年度末時点の施設入所者87人のうち6人が、令和8（2026）年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。

区 分	数 値
【実績値】令和4（2022）年度末時点の施設入所者数（A）	87人
【目標値】地域生活移行者数（B）	6人
移行率 $(B/A) \times 100$	6.9%

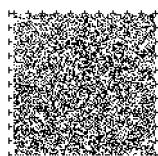
②施設入所者数

<国の成果目標>

◇令和8（2026）年度末時点での施設入所者数を令和4（2022）年度末時点の施設入所者数から5%以上削減すること。

<本市の考え方>

◆埼玉県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などにより地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況であることから、県では数値目標を「設定しない」こととしています。本市では「削減しない」こととします。



（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域の支援事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包括的な社会の実現に向けた取組の推進が必要となります。

国の基本指針に基づき、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

＜国の成果目標＞

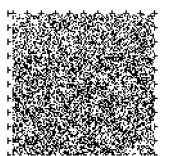
- ◇保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数を設定する。
- ◇保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数を見込むこと。
- ◇保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数を設定する。
- ◇精神障害者の地域移行支援の利用者数を見込むこと。
- ◇精神障害者の地域定着支援の利用者数を見込むこと。
- ◇精神障害者の共同生活援助の利用者数を見込むこと。
- ◇精神障害者の自立生活援助の利用者数を見込むこと。
- ◇精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数を見込むこと。

＜本市の考え方＞

- ◆本市では、国の成果目標に基づき、精神障害者が安心して自分らしく暮らすことができるよう、障害者自立支援協議会と連携し、障害福祉、医療、介護、住まい等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を図ります。

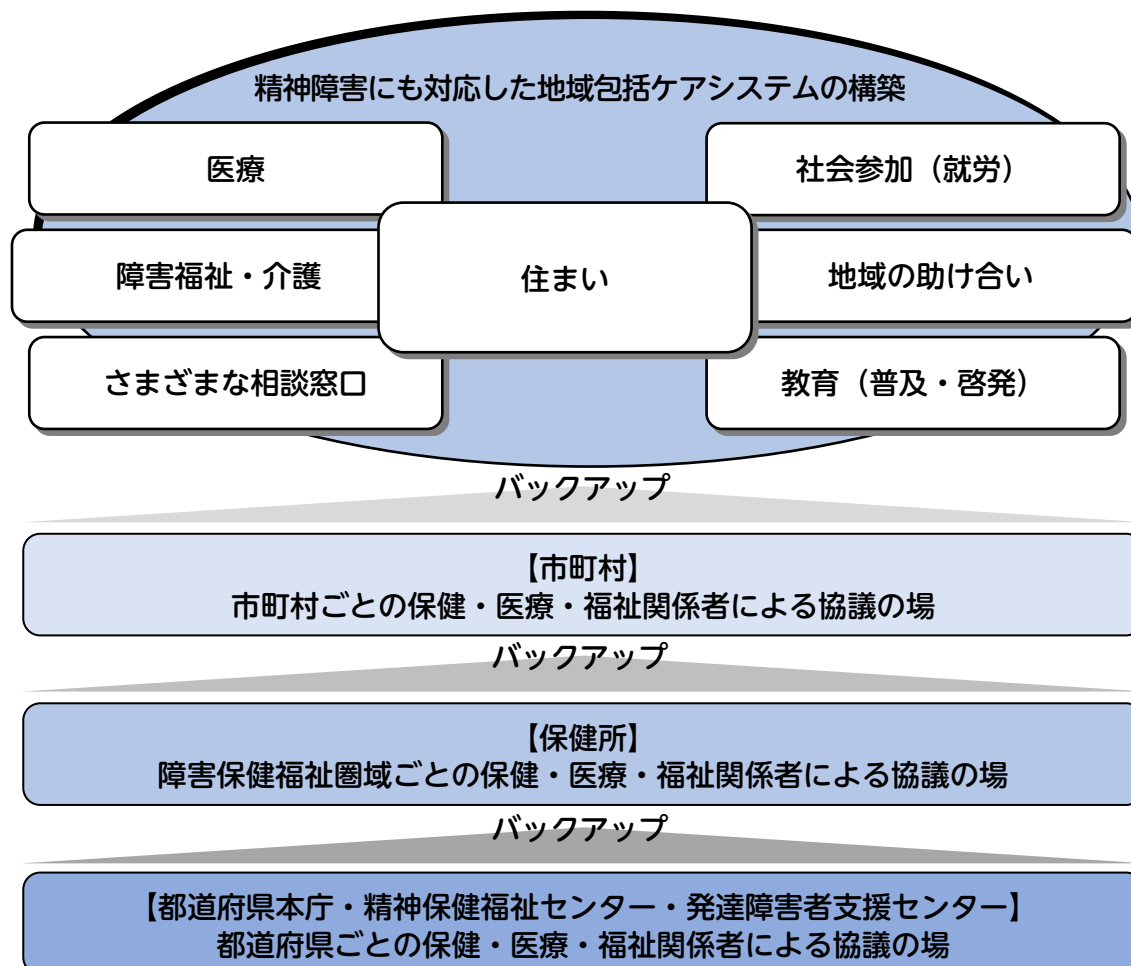
区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2 回	2 回	2 回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	16 人	16 人	16 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2 回	2 回	2 回
精神障害者の地域移行支援の利用者数	1 人	1 人	1 人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	9 人	9 人	10 人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	54 人	54 人	54 人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	3 人	3 人	3 人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	29 人	32 人	36 人

新規

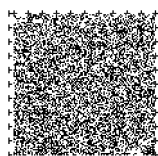


<精神障害にも対応した地域包括ケアシステム>

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムとは、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、さまざまな相談窓口、社会参加（就労）、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのことをいいます。



資料：厚生労働省の資料を基に作成



（3）地域生活支援の充実

福祉サービス提供体制整備の一環として、地域生活への移行、相談、グループホーム等の体験機会の提供、緊急時の受入対応体制、人材の確保・養成、その他地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等を、市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域（以下「圏域」という。）において、少なくとも一つは整備を進めることが国の基本指針により求められています。この体制整備に関しては、地域の実情に応じ、複数の機関が分担して機能を担う体制も可能とされています。

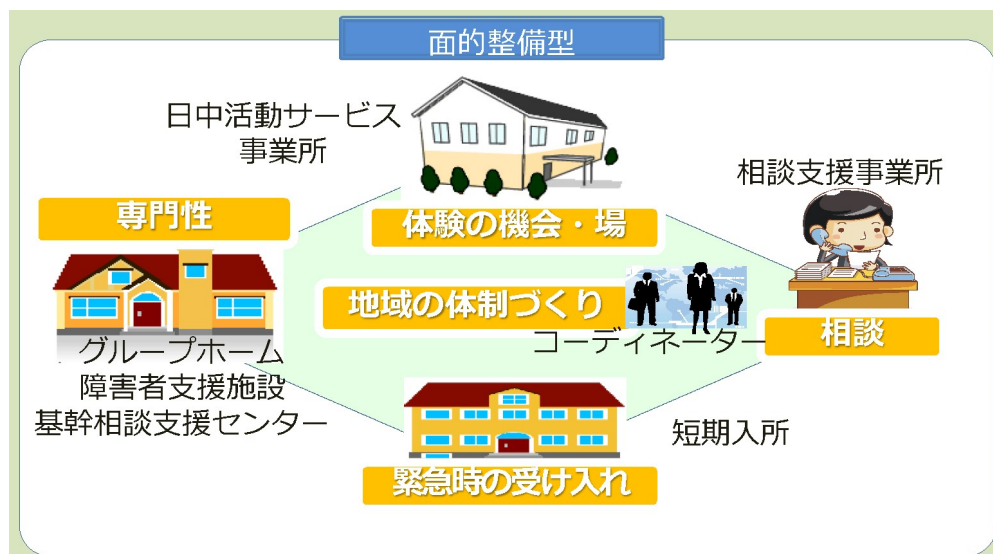
<国の成果目標>

◇令和8（2026）年度末までに各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討すること。また、各市町村または各圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること。

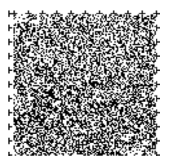
<本市の考え方>

◆地域生活支援拠点等の確保については、令和4（2022）年度から面的整備により、必要な5つの機能のうち、相談、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの4つを整備しています。地域生活支援拠点等の機能の充実を図るため、コーディネーター及び地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス等の担当者を配置するとともに、運用状況の検証及び検討を年1回実施します。また、強度行動障害や高次脳機能障害（若年性認知症）を有する人への支援ニーズを把握し、支援体制の整備に向けた検討を進めていきます。（新規）

<地域生活支援拠点等の整備－面的整備型－>



出典：厚生労働省



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針によれば、福祉施設から一般就労への移行等について、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業及び就労定着支援事業等を通じて、令和8（2026）年度中に一般就労への移行及びその定着する人の数値目標を設定することとされています。

①福祉施設から一般就労への移行

<国の成果目標>

◇令和8（2026）年度中に一般就労に移行する者を、令和3（2021）年度実績の1.28倍以上にする。

<本市の考え方>

◆令和3（2021）年度中に福祉施設から一般就労へ移行した人は15人でした。
令和8（2026）年度については、20人を見込みます。

区 分	数 値
【実績値】 令和3（2021）年度中に福祉施設から一般就労に移行した者	15人
【目標値】 令和8（2026）年度中に福祉施設から一般就労に移行する者	20人 (1.33倍)

②就労定着支援事業の利用者数

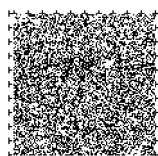
<国の成果目標>

◇令和8（2026）年度中に就労定着支援事業を利用する者を、令和3（2021）年度実績の1.41倍以上にする。

<本市の考え方>

◆令和3（2021）年度中に就労定着支援事業を利用した人は18人でした。
令和8（2026）年度については、26人を見込みます。

区 分	数 値
【実績値】 令和3（2021）年度の就労定着支援事業の利用者数	18人
【目標値】 令和8（2026）年度の就労定着支援事業の利用者数	26人 (1.44倍)



③就労移行支援事業利用者の一般就労への移行

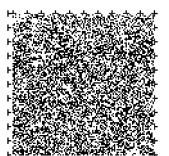
＜国の成果目標＞ ◇令和8（2026）年度中に就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者が、令和3（2021）年度実績の1.31倍になること。
＜本市の考え方＞ ◆令和3（2021）年度中に就労移行支援事業を通じて一般就労に移行した人は12人でした。 令和8（2026）年度については、16人を見込みます。

区 分	数 値
【実績値】 令和3（2021）年度に就労移行支援事業を通じて一般就労に移行した者	12人
【目標値】 令和8（2026）年度中に就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者	16人 (1.33倍)

④就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行

＜国の成果目標＞ ◇令和8（2026）年度中に就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者が、令和3（2021）年度実績の概ね1.29倍になること。
＜本市の考え方＞ ◆令和3（2021）年度中に就労継続支援A型事業を通じて一般就労へ移行した人は3人でした。 令和8（2026）年度中については、4人を見込みます。

区 分	数 値
【実績値】 令和3（2021）年度に就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行した者	3人
【目標値】 令和8（2026）年度中に就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者	4人 (1.33倍)



⑤就労継続支援B型事業の一般就労への移行

＜国の成果目標＞

◇令和8（2026）年度中に就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者が、令和3（2021）年度実績の概ね1.28倍になること。

＜本市の考え方＞

◆令和3（2021）年度中に就労継続支援B型事業を通じて一般就労へ移行した人は0人でした。

令和8（2026）年度については、1人を見込みます。

区 分	数 値
【実績値】 令和3（2021）年度に就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行した者	0人
【目標値】 令和8（2026）年度中に就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者	1人

⑥就労定着支援事業所の就労定着率

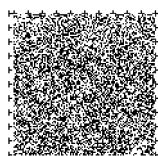
＜国の成果目標＞

◇令和8（2026）年度において就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすること。

＜本市の考え方＞

◆就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上を達成する事業所の割合についての目標値は、令和5（2023）年度現在の既存の事業所3か所に対し、3か所とも就労定着率7割以上達成を目標とします。

区 分	数 値
【実績値】 令和5（2023）年度の就労定着支援事業所数	3か所
【目標値】 令和8（2026）年度において就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数	3か所



⑦就労移行支援事業所の実績の確保・向上【新規】

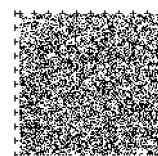
<国の成果目標>

◇就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすること。

<本市の考え方>

◆本市では、令和8（2026）年度において就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数を3か所とすることを目標とします。

区 分	数 値
【実績値】 令和5（2023）年度の就労移行支援事業所数	5 か所
【目標値】 令和8（2026）年度において就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	3 か所



(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児のライフステージに沿って地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制整備が重要となります。

① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

<国の成果目標>

◇令和8（2026）年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること。

◇令和8（2026）年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するための体制を構築すること。

<本市の考え方>

◆本市では、児童発達支援センターを設置し、障害児支援の地域支援体制の充実を図っています。今後、保育所等訪問支援が利用できる体制を構築するとともに、保育・教育と連携し包容（インクルージョン）を推進する体制の構築を検討していきます。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援センターの設置	設置	設置	設置
保育所等訪問支援の利用体制の構築	検討	検討	検討

② 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

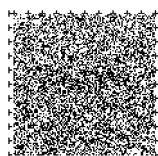
<国の成果目標>

◇令和8（2026）年度末までに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1か所以上確保すること。

<本市の考え方>

◆本市では、障害児支援の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めていきます。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援事業所	1か所	1か所	1か所
放課後等デイサービス事業所	1か所	1か所	1か所



③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

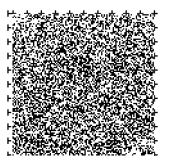
<国の成果目標>

◇令和8（2026）年度末までに、医療的ケア児が適切な支援が受けられるよう、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

<本市の考え方>

◆本市では、医療的ケア児の数が増加する中で、保健、医療、福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。また、医療的ケア児に対する支援を総合調整できるコーディネーターの配置に努めます。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議の実施	2回	2回	2回
コーディネーターの配置人数	8人	8人	8人
医療的ケア児コーディネーターとの協議の実施	1回	1回	1回



(6) 発達障害者等に対する支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を活用し、発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要となります。

また、発達障害の子を育ててきた同じ立場の親が、様々な疑問や不安を持つ親に対して、情報提供や助言等を行うペアレントメンター事業の実施や、情報や意見の交換を行う機会（ピアサポート活動）を設けることも重要となります。

<国の成果目標>

◇ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）を見込むこと。

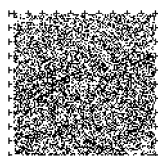
◇ペアレントメンターの人数を見込むこと。

<本市の考え方>

◆本市では、発達障害者等に対する支援の充実を図るため、発達障害に関する様々な問題に関して、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を活用し、発達障害者等及びその家族等に必要な支援や助言を行います。

また、発達障害の子を育ててきた同じ立場の親が、様々な疑問や不安を持つ親に対して、情報提供や助言等を行うペアレントメンター事業の実施を支援します。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数【保護者】	25 人	25 人	25 人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数【支援者】	3 人	3 人	3 人
ペアレントメンターの人数	4 人	4 人	4 人



（7）相談支援体制の充実・強化のための取組

相談支援体制の充実・強化の取組の中核となる基幹相談支援センターの設置が進む中、計画相談支援の対象者を、原則障害福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大したことに伴い、事業所数及び従事者数は増加しているものの、事業所あたりの相談支援専門員の数が少ない等、運営体制が脆弱な事業所もあることから、これらの事業所を援助し相談支援体制のさらなる充実に向けた取組が求められています。

<国の成果目標>

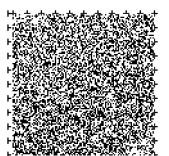
◇令和8（2026）年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保すること。

<本市の考え方>

◆本市では、相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターを設置し、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を行うとともに、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言ができる体制の整備や、研修等を実施することにより、人材育成を図ります。

また、地域の相談機関と連携を強化し、相談支援体制を充実するとともに、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の検討を行います。

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
新規	基幹相談支援センターの設置	設置	設置	設置
	相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	検討	検討	検討
	相談支援事業者の人材育成の支援件数	6 件	6 件	6 件
新規	相談機関との連携強化の取組の実施回数	6 回	6 回	6 回
	事例検討の実施回数（頻度）	3 回	3 回	3 回
	事例検討の参加事業者（機関）数	12 事業者	12 事業者	12 事業者
	協議会の専門部会の設置数	4 か所	4 か所	4 か所
	専門部会の実施回数（頻度）	7 回	7 回	7 回



(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要となります。

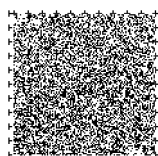
<国の成果目標>

◇令和8（2026）年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築すること。

<本市の考え方>

◆本市では、多様化してきている障害福祉サービス等の利用状況を把握し、利用者が必要とする障害福祉サービス等の質を向上させるため体制の構築を図っていきます。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	4人	4人	4人
障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	実施	実施	実施
国・県等からの研修などに関する情報を事業所に提供した件数	100件	100件	100件



2 数値目標を達成するための取組

数値目標を達成するため、本計画のほか、第6次朝霞市障害者プランに基づく、障害のある人の地域生活を支援するためのさまざまな施策を実施し、障害福祉サービスや地域生活支援事業などの充実を図ります。

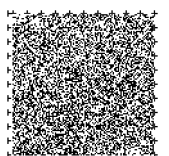
地域生活への移行を進める施策をより効果的に推進するため、関係機関との連携を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援による支援、グループホームなどの住まいの場の提供、訪問系サービスや日中活動系サービスの提供などによる各種支援を行います。

障害福祉サービスや地域生活支援事業の利用に関しては、障害のある人の相談に迅速に対応し、適切な利用を促進していくため、障害福祉サービス事業所等との連携に努めます。

さらに障害者がそれぞれの意欲や能力に応じて働くことができるよう支援する体制づくりを整備します。このため、就労移行支援事業の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

また、新たに創設されたサービスである就労選択支援の提供体制を整備し、障害のある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう支援をしていきます。

社会情勢の変化に応じ、障害のある人のニーズを踏まえたうえで、数値目標を達成するために、各事業を推進していきます。



第4章 サービス等の見込量とその確保の方策

※実績・計画のうち、令和5（2023）年度の実績は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

1 訪問系サービス

（1）居宅介護

■サービスの内容

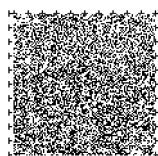
居宅介護は、ホームヘルパーが障害のある人等の居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事などの介護、調理、洗濯及び掃除などの家事並びに生活などに関する相談及び助言その他の生活全般にわたるサービスを行うものです。

■対象者

障害支援区分が区分1以上（障害のある児童にあってはこれに相当する支援の度合）の人を対象とします。

ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）においては下記のいずれにも該当する人。

- ① 区分2以上に該当していること
- ② 障害支援区分の認定調査項目のうち、それぞれ（ア）から（オ）までに掲げる状態のいずれか一つ以上に該当していること
 - （ア）「歩行」「全面的な支援が必要」
 - （イ）「移乗」「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」
 - （ウ）「移動」「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」
 - （エ）「排尿」「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」
 - （オ）「排便」「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」



■課題・方向性及び方策等

アンケート結果において、「現在利用していないが、3年以内には利用したい」が252人と、利用意向が高いサービスであり、障害のある人の増加、高齢化に伴う介護保険制度の限度額を超えた利用者による利用の増加等により需要が高まっています。今後も、安定したサービス提供体制の確保が必要であり、サービスを提供できる事業所の確保に努めるとともに、より質の高いサービスを提供するよう事業所に要請していきます。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果などより、令和6（2024）年度138人、令和7（2025）年度142人、令和8（2026）年度146人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

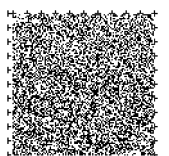
現在利用しており、今後も利用したい：185人
現在利用していないが、3年以内には利用したい：252人

■実績・計画

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
月間実利用者数	140	138	135	138	142	146
月間延利用時間	2,980	2,462	2,361	2,606	2,682	2,757

※令和5（2023）年度の数値は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

※令和6（2024）年度以降の月間延利用時間数は、月間実利用者数に過去の平均利用時間をかけて算出しています。



(2) 重度訪問介護

■サービスの内容

重度訪問介護は、重度の肢体不自由のある人で、常時介護を要する障害のある人または重度の知的・精神障害により行動上著しい困難がある人が、居宅において入浴、排せつ及び食事などの介護、調理、洗濯及び掃除などの家事並びに生活などに関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に受けられるサービスです。

■対象者

障害支援区分が区分4以上であって、次の1または2のいずれかに該当する人を対象とします。

- 1 次の①及び②のいずれにも該当していること
 - ① 二肢以上に麻痺等があること
 - ② 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること
- 2 障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上の人

■課題・方向性及び方策等

利用対象者は比較的重度の障害のある人であり、対象者は少ないものの、サービス提供事業所の人材確保及びサービスの周知が必要となり、サービスを提供できる事業所の確保に努めるとともに、より質の高いサービスを提供するよう事業所に要請していきます。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果などより、令和6（2024）年度 3人、令和7（2025）年度 3人、令和8（2026）年度 3人の月間実利用者数を見込みます。

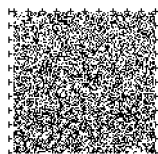
■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：30人
現在利用していないが、3年以内には利用したい：130人

■実績・計画

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
月間実利用者数	3	3	3	3	3	3
月間延利用時間	859	810	733	800	800	800

※令和5（2023）年度の数値は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。
※令和6（2024）年度以降の月間延利用時間数は、月間実利用者数に過去の平均利用時間をかけて算出しています。



(3) 同行援護

■サービスの内容

視覚障害により、移動に著しい困難がある人に対し、外出の同行及び外出時に必要となる排せつ、食事等の援護、その他必要な支援（代筆・代読を含む。）を行います。

■対象者

同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の人を対象とします。

■課題・方向性及び方策等

介護保険のサービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスであるため、今後、介護保険と併給で利用する65歳以上の視覚障害のある人の利用が増加することが予測されます。そのため、サービスに関する周知を行うとともに、障害の状態に適切に対応できるサービス提供事業所の確保に努めます。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果などより、令和6（2024）年度19人、令和7（2025）年度20人、令和8（2026）年度21人の月間実利用者数を見込みます。

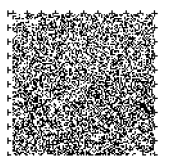
■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：40人
現在利用していないが、3年以内には利用したい：185人

■実績・計画

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
月間実利用者数	17	16	18	19	20	21
月間延利用時間	451	457	519	531	559	587

※令和5（2023）年度の数値は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。
※令和6（2024）年度以降の月間延利用時間数は、月間実利用者数に過去の平均利用時間をかけて算出しています。



(4) 行動援護

■サービスの内容

行動援護は、知的障害または精神障害により、行動上著しい困難を有する障害のある人や児童で常時介護を要する人が、行動するときの危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事などの介護、その他行動する際に必要な援助が受けられるサービスです。

■対象者

知的障害または精神障害により、行動上著しい困難を有する障害のある人や障害のある児童で、常時介護を要する人のうち、以下のいずれにも該当する人を対象とします。

- ① 障害支援区分3以上の人
- ② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障害のある児童はこれに相当する支援の割合）の人

■課題・方向性及び方策等

行動援護については、事業所が少ないことや、よりサービス内容が柔軟な移動支援事業を代替的に利用する利用者が多いと考えられることが、利用者が増えない理由と考えられます。

サービスの対象者に制度の周知を行いながら、移動支援事業等の他のサービスとの調整を図り、必要な支給決定を行うとともに、サービス提供事業所の確保の検討を進めていきます。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果などより、令和6（2024）年度5人、令和7（2025）年度5人、令和8（2026）年度6人の月間実利用者数を見込みます。

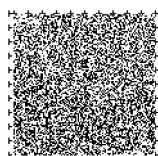
■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：34人
現在利用していないが、3年以内には利用したい：216人

■実績・計画

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
月間実利用者数	3	3	4	5	5	6
月間延利用時間	60	33	61	77	77	92

※令和5（2023）年度の数値は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。
※令和6（2024）年度以降の月間延利用時間数は、月間実利用者数に過去の平均利用時間をかけて算出しています。



(5) 重度障害者等包括支援

■サービスの内容

常時介護の必要性が著しく高い人が、居宅介護など複数のサービスを包括的に受けられるサービスです。

■対象者

障害支援区分が区分6（障害のある児童にあっては区分6に相当する支援の度合）に該当する人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人であって、以下のいずれかに該当する人を対象とします。

- ① 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある障害のある人のうち、次のいずれかに該当する人
 - ・気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害のある人
 - ・最重度の知的障害のある人
- ② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である人

■課題・方向性及び方策等

重度障害者等包括支援については、サービスを提供する事業所の確保が課題です。また、このサービスの利用が進まない要因を分析することや、このサービスの必要性などを検討していきます。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果などより、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度まで1人の月間実利用者数を見込みます。

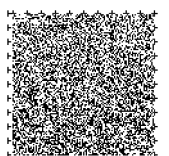
■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：36人
現在利用していないが、3年以内には利用したい：160人

■実績・計画

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
月間実利用者数	0	0	0	1	1	1
月間延利用時間	0	0	0	-	-	-

※令和5（2023）年度の数値は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。



2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

■サービスの内容

生活介護は、常に介護を必要とする人に、主に昼間に障害者支援施設等で入浴、排せつ及び食事などの介護を提供するとともに、創作的活動または生産活動の機会などを提供するサービスです。

■対象者

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護などの支援が必要な障害のある人で次に掲げる人を対象とします。

- ① 障害支援区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上の人
- ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上の人
- ③ 生活介護と施設入所支援との利用の組合わせを希望する人であって、障害支援区分が区分4（50歳以上の者は区分3）より低い人で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案を作成する手続きを経た上で、市町村により利用の組合わせの必要性が認められた人

■課題・方向性及び方策等

今後の特別支援学校の卒業生の利用を見込み、地域生活を支えるために、利用者が希望するサービスが安定して提供されるよう、サービス提供事業所の拡充に努めます。

■サービスの見込み

利用実績、アンケート結果、特別支援学校の卒業生の利用見込みなどより、令和6（2024）年度205人、令和7（2025）年度212人、令和8（2026）年度219人の月間実利用者数を見込みます。

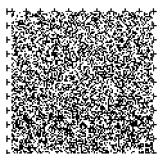
■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：152人
現在利用していないが、3年以内には利用したい：201人

■実績・計画

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
月間実利用者数	185	190	198	205	212	219
月間延利用日数	3,746	3,816	3,906	4,510	4,664	4,818

※令和5（2023）年度の数値は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。
※令和6（2024）年度以降の月間延利用日数は、月間実利用者数に平均利用日数（標準22日）をかけて算出しています。



(2) 自立訓練（機能訓練）

■サービスの内容

自立訓練（機能訓練）は、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために理学療法士や作業療法士からリハビリテーション、日常生活上の支援などが受けられるサービスです。

■対象者

地域生活を営む上で必要な身体機能や生活能力の維持・向上などのため、一定の支援が必要な身体障害のある人や高次脳機能障害のある人を対象とします。

具体的には次のような例が挙げられます。

- ① 入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行などを図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人
- ② 特別支援学校を卒業した人であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人

■課題・方向性及び方策等

身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事などの訓練を実施することと合わせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行を目指すものです。

サービス利用希望に適切に対応できるよう、サービス提供事業所の確保が課題であり、今後もサービス提供事業所の安定した確保に努めます。

■サービスの見込量

利用実績はほとんどないものの、今後は継続的な利用があるものと予測し、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度まで月間実利用者数を1人と見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

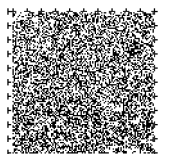
現在利用しており、今後も利用したい：108人
現在利用していないが、3年以内には利用したい：169人

■実績・計画

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
月間実利用者数	1	1	1	1	1	1
月間延利用日数	14	1	15	22	22	22

※令和5（2023）年度の数値は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

※令和6（2024）年度以降の月間延利用日数は、月間実利用者数に平均利用日数（標準 22 日）をかけて算出しています。



(3) 自立訓練（生活訓練）

■サービスの内容

自立訓練（生活訓練）は、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、食事や家事などの日常生活能力の向上のための訓練、日常生活上の支援などが受けられるサービスです。

■対象者

地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上などのため、以下に該当する一定の支援が必要な障害のある人を対象とします。

具体的には次のような例が挙げられます。

- ① 入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行を図る上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な人
- ② 特別支援学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人などであって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人

■課題・方向性及び方策等

食事や家事などの日常生活能力向上のための支援を実施することと合わせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて地域生活への移行を目指すものです。

サービスの利用希望が生じたときに適切に提供できるようサービス提供事業所の確保が課題であり、今後もサービス提供事業所の安定した確保に努めます。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果から、今後利用者が増加すると予測し、令和6（2024）年度29人、令和7（2025）年度32人、令和8（2026）年度36人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：61人

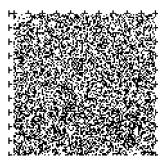
現在利用していないが、3年以内には利用したい：166人

■実績・計画

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
月間実利用者数	29	25	26	29	32	36
月間延利用日数	405	385	337	638	704	792

※令和5（2023）年度の数値は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

※令和6（2024）年度以降の月間延利用日数は、月間実利用者数に平均利用日数（標準22日）をかけて算出しています。



(4) 就労選択支援【新規】

■サービスの内容

就労アセスメントの手法を活用して、本人の就労能力や適性、配慮事項などを整理し、本人の希望に応じて、能力などに合致した一般就労と福祉サービスの事業所の選択を可能にするサービスです。

■対象者

年齢や障害種別などに関係なく就労アセスメントによる支援を希望し、サービスの利用を申請した障害のある人を対象とします。また、既に就労系障害福祉サービスを利用している人も対象とします。

■課題・方向性及び方策等

検討中

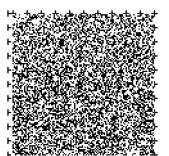
※令和4（2022）年改正障害者総合支援法の公布後3年以内の政令で定める日から施行されることになっています。

■サービスの見込量

特別支援学校等の卒業生の就労アセスメント利用実績などから令和7（2025）年度及び令和8（2026）年度について1人を見込みます。

■実績・計画

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
月間実利用者数					1	1



(5) 就労移行支援

■サービスの内容

就労移行支援は、一般企業への就労を希望する人が、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を受けることができるサービスです。

就労移行支援は、一般就労を希望している人の中で、適性にあった職場への就労などが見込まれる人に対して、知識・能力の向上、実習、職場探しなど、サービス提供事業所内における作業訓練や職場実習、就職後の職場定着支援などを実施する事業です。

■対象者

就労を希望する障害のある人で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得もしくは就労先の紹介その他の支援が必要な人を対象とします。

ただし、65歳以上の人は、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた人であって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた人に限る。

■課題・方向性及び方策等

朝霞市内にサービス利用者が増加しており、市内だけでなく近隣市や、県内、都内のサービス提供事業所に利用者が通所しています。

今後も特別支援学校の卒業生などの利用を見込んでおり、サービス提供事業所の確保が課題であり、今後もサービス提供事業所の安定確保に努めます。

■サービスの見込量

アンケート結果において、働く場の確保について多数の意見があることから、今後は利用者が増加すると推定し、令和6（2024）年度67人、令和7（2025）年度71人、令和8（2026）年度76人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：35人

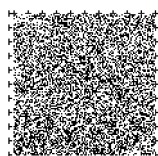
現在利用していないが、3年以内には利用したい：123人

■実績・計画

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
月間実利用者数	60	51	63	67	71	76
月間延利用日数	1,088	907	1,130	1,474	1,562	1,672

※令和5（2023）年度の数値は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

※令和6（2024）年度以降の月間延利用日数は、月間実利用者数に平均利用日数（標準22日）をかけて算出しています。



(6) 就労継続支援（A型）

■サービスの内容

就労継続支援（A型）は、一般企業などでの就労が困難な人に、通所により雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力が高まった人について、一般就労への移行に向けた支援を行うサービスです。

■対象者

企業などに就労することが困難な障害のある人で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な人を対象とします。

ただし、65歳以上の人は、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限る。

具体的には次のような例が挙げられます。

- ① 就労移行支援を利用したが、企業などの雇用に結びつかなかった人
- ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業などの雇用に結びつかなかった人
- ③ 企業などを離職した人など就労経験のある人で、現に雇用関係がない人

■課題・方向性及び方策等

潜在的なニーズはあると推察されますが、B型と比較してサービス提供事業所が少ないため、サービス提供体制の確保が課題となっています。

今後、サービス利用者の増加に対応するため、障害者就労支援センターなどを通じて、サービス提供事業所、関係機関との連携・調整を図ります。

■サービスの見込量

アンケート結果において、働く場の確保について多数の意見があることから、今後は利用者が増加すると推定し、令和6（2024）年度15人、令和7（2025）年度17人、令和8（2026）年度19人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：14人

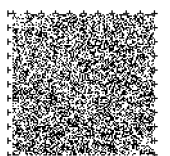
現在利用していないが、3年以内には利用したい：94人

■実績・計画

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
月間実利用者数	11	13	13	15	17	19
月間延利用日数	195	229	227	330	374	418

※令和5（2023）年度の数値は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

※令和6（2024）年度以降の月間延利用日数は、月間実利用者数に平均利用日数（標準22日）をかけて算出しています。



(7) 就労継続支援（B型）

■サービスの内容

就労継続支援（B型）は、一般企業などでの就労が困難な障害のある人に、通所により就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力が高まった人に対しては一般就労などへの移行に向けて支援を行うサービスです。

■対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人等であって、就労の機会などを通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される障害のある人を対象とします。

具体的には次のような例が挙げられます。

- ① 就労経験がある人で、年齢や体力面で一般企業に雇用されることが困難となった人
- ② 50歳に達している人または障害基礎年金1級の受給者
- ③ 上記①、②に該当しない人で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている就労継続支援事業（B型）の利用を希望する人

■課題・方向性及び方策等

特別支援学校の卒業生等のサービスの利用が見込まれる人に対応するため、障害者就労支援センターなどにより、サービス提供事業所、関係機関との連携・調整を図ります。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果から、今後、利用者が増加すると予測し、令和6（2024）年度221人、令和7（2025）年度239人、令和8（2026）年度259人の月間実利用者数を見込みます。

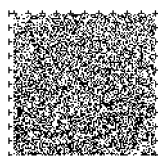
■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：86人
現在利用していないが、3年以内には利用したい：90人

■実績・計画

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
月間実利用者数	165	194	204	221	239	259
月間延利用日数	2,765	3,184	3,313	4,862	5,258	5,698

※令和5（2023）年度の数値は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。
※令和6（2024）年度以降の月間延利用日数は、月間実利用者数に平均利用日数（標準22日）をかけて算出しています。



(8) 就労定着支援

■サービスの内容

就労定着支援は、就労移行支援等を利用し一般企業等に就労した人に、就労定着支援事業所の職員が職場・家族・関係機関への連絡調整を行ったり、職場や自宅に訪問し、生活リズムや体調等の指導や助言等を行ったりすることで、環境の変化に適応できるよう支援を行うサービスです。

■対象者

就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害のある人であって、就労を継続している期間が6月を経過した人（病気や障害により通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した人であって、就労を継続している期間が6月を経過した人も含む。）を対象とします。

■課題・方向性及び方策等

就労移行支援等を利用し、一般企業などで就労をする人は増加している一方、職場の定着率が課題であることから、就労移行支援事業所に本サービスの提供を促し、利用の促進に努めます。

■サービスの見込量

これまでの利用実績及びアンケート結果から、今後利用者が増加すると推定し、令和6（2024）年度48人、令和7（2025）年度61人、令和8（2026）年度77人の月間実利用者数を見込みます。

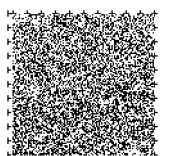
■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：34人
現在利用していないが、3年以内には利用したい：124人

■実績・計画

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
月間実利用者数	18	30	38	48	61	77

※令和5（2023）年度の数値は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。



(9) 療養介護

■サービスの内容

療養介護は、医療と常時介護を必要とする人に、病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話などを支援するサービスです。

■対象者

病院などへの長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害のある人で、主に次に掲げる人を対象とします。

- ① 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者など気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で、障害支援区分6の人
- ② 筋ジストロフィー患者または重症心身障害のある人等で、障害支援区分5以上の人
- ③ 平成24（2012）年3月31日時点において重症心身障害児施設に入所していた人または改正前の児童福祉法に基づく指定医療機関に入院していた人であって、平成24（2012）年4月1日以降も指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の人

■課題・方向性及び方策等

該当となる対象施設は重症心身障害児施設、指定医療機関等であり、医療及び介護が必要となった場合に、このサービスを利用することとなります。
市内及び近隣地域に事業所がないことが課題となっています。

■サービスの見込み

利用実績に若干の増減はあるものの、アンケート結果から、今後は利用者が微増すると推定し、令和6（2024）年度11人、令和7（2025）年度12人、令和8（2026）年度12人の月間実利用者数を見込みます。

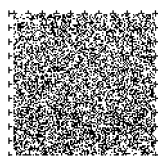
■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：44人
現在利用していないが、3年以内には利用したい：159人

■実績・計画

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
月間実利用者数	13	10	11	11	12	12

※令和5（2023）年度の数値は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。



(10) 短期入所

■サービスの内容

居宅において、介護する人が病気その他の理由により、介護を行えない場合などの際に短期間、夜間も含めて障害者支援施設等で入浴、排せつ及び食事の介護などが受けられるサービスです。

■対象者（福祉型）・・・障害者支援施設等において実施

障害支援区分1以上（障害のある児童は、これに相当する支援の割合）の人を対象とします。

■対象者（医療型）・・・病院・介護老人保健施設等において実施

主に以下に該当する人を対象とします。

- ① 療養介護の対象となる人
- ② 重症心身障害のある人
- ③ 遷延性意識障害のある人等、筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する人

■課題・方向性及び方策等

アンケート結果においては、利用希望者数が多くなっており、利用希望者本人及び家族の意向を考慮し、適切なサービスにつなげられるような相談体制を目指します。

市内には、福祉型の施設が4か所、医療型が1か所ありますが、短期入所施設について、関係機関などと検討しながら、本計画に則して、事業者等による開設を促進し、既存の事業者においては、緊急時の利用も含め、より柔軟な事業の実施を促していきます。

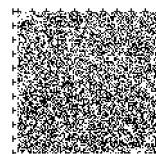
■サービスの見込量

利用実績やアンケート結果から、福祉型を令和6（2024）年度27人、令和7（2025）年度28人、令和8（2026）年度30人、医療型を令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までを各1人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：97人

現在利用していないが、3年以内には利用したい：247人



■実績・計画（福祉型）

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
月間実利用者数	18	17	26	27	28	30
月間延利用日数	172	136	208	228	236	253

※令和5（2023）年度の数値は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

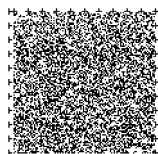
※令和6（2024）年度以降の月間延利用日数は、月間実利用者数に過去の平均利用日数をかけて算出しています。

■実績・計画（医療型）

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
月間実利用者数	1	1	1	1	1	1
月間延利用日数	3	5	5	5	5	5

※令和5（2023）年度の数値は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

※令和6（2024）年度以降の月間延利用日数は、月間実利用者数に過去の平均利用日数をかけて算出しています。



(11) 自立生活援助

■サービスの内容

自立生活援助は、居宅における自立した日常生活を営む上でのさまざまな問題について、定期的な巡回または随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害のある人の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の援助を行うサービスです。

■対象者

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害のある人等で、自立した日常生活を営む上でのさまざまな問題に対する支援が見込めない状況にある人を対象とします。

■課題・方向性及び方策等

一人暮らしの希望がある施設入所者等について、その自立を支援することにより、本人の希望に沿った地域での生活が可能となるとともに、真に入所が必要な人が入所の適用となることから、事業者には本サービスの提供を促し、利用の促進に努めます。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果から、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までを各3人と見込みます。

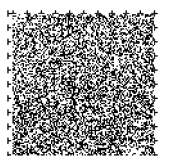
■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：80人
現在利用していないが、3年以内には利用したい：187人

■実績・計画

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
月間実利用者数	0	2	3	3	3	3

※令和5（2023）年度の数値は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。



3 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

■サービスの内容

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ及び食事などの介護や日常生活上の援助が受けられるサービスです。

■対象者

身体障害のある人（65歳未満の人または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る。）、知的障害のある人及び精神障害のある人を対象とします。

■課題・方向性及び方策等

障害のある人の自立、地域移行を支えるために欠かすことのできない基盤となる施設です。

施設入所者や医療機関の入院者をはじめとした障害者が、地域生活への移行を行う上で需要が見込まれます。障害の種別や程度にかかわらず、障害者が自ら選択した地域で暮らすことができるよう、医療的ケアや強度行動障害などの重度障害者を受け入れるグループホームの整備を促進します。なお、障害者総合支援法等の改正により、グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について、明確化されました。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果から、今後も利用者が増加すると予測し、令和6（2024）年度121人、令和7（2025）年度131人、令和8（2026）年度143人の月間実利用者数を見込みます。

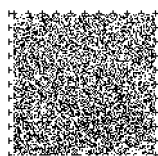
■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：68人
現在利用していないが、3年以内には利用したい：114人

■実績・計画

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
月間実利用者数	79	102	111	121	131	143

※令和5（2023）年度の数値は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。



(2) 施設入所支援

■サービスの内容

施設に入所する障害のある人につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事などの介護を行うサービスです。

■対象者

以下に該当する人を対象とします。

- ① 生活介護利用者であって、障害支援区分4（50歳以上の人の場合は、区分3）以上である人
- ② ①以外の人のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市が利用の組合せの必要性を認めた人
- ③ 自立訓練または就労移行支援の利用者で、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人、または地域の提供体制の状況などにより、通所によって訓練などを受けることが困難である人
- ④ 就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市が利用の組合せの必要性を認めた人

■課題・方向性及び方策等

地域生活が困難である入所待機者が多い埼玉県の実情を勘案し、実績をもとに、今後の利用見込み者数を設定します。施設入所が必要な障害のある人のニーズを把握し、適切な施設との連携及び入所調整を進めるとともに、地域での生活が可能な人については、施設から地域への移行を支援します。

■サービスの見込量

利用実績は横ばいで推移していますが、アンケート結果における利用意向を踏まえ、今後は利用者が増加すると予測し、令和6（2024）年度85人、令和7（2025）年度87人、令和8（2026）年度88人の月間実利用者数を見込みます。

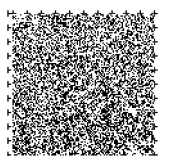
■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：114人
現在利用していないが、3年以内には利用したい：163人

■実績・計画

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
月間実利用者数	87	87	84	85	87	88

※令和5（2023）年度の数値は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。



4 相談支援

(1) 計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）

■サービスの内容

計画相談支援は、指定特定相談支援事業者が、障害福祉サービスを利用する人について、心身の状態や置かれている環境、サービス利用に関する意向等を聞きながら、サービス等利用計画を作成するものです。

（※障害児相談支援については、「5 障害のある児童への支援（4）障害児相談支援」をご参照ください。）

サービス等利用計画に沿ったサービスを提供するため、障害福祉サービスの支給決定後、サービス事業者等との連絡調整をしたり、サービスが適切に提供されているかを定期的に確認し、必要に応じて計画の見直し（モニタリング）を行います。

地域移行支援は、障害者支援施設等に入所している人、精神科病院に入院している精神障害のある人、保護施設・矯正施設等に入所している障害のある人に対して、保健所・自治体・病院・障害福祉サービス提供事業所などの関係機関が協力して、地域での生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行うサービスです。

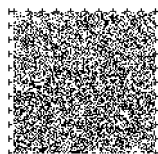
地域定着支援は、居宅において単身等で生活する障害のある人等について、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態などにおいて相談その他必要な支援を行うサービスです。

■対象者

計画相談支援については、障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害のある人または障害のある児童を対象とします。

地域相談支援の地域移行支援では、障害者支援施設などに入所している障害のある人または精神科病院に入院している精神障害のある人を対象とします。

また、地域定着支援では、居宅において単身で生活する人や同居している家族による支援を受けられない人を対象とします。



■課題・方向性及び方策等

障害福祉サービスの需要が高まる中で、必要なサービスを適切に利用できることが求められます。そのため、計画相談支援については、サービスの提供体制の充実を図り、きめ細やかなサービス等利用計画の立案により、障害福祉サービスが必要な人を支援していくとともに、計画案の質の確保を行います。

また、長期入院患者の退院支援や独居の人の支援として地域移行支援や地域定着支援の利用者も増えていくことが予測されるため、地域の連携体制が確立できるよう努めます。

■サービスの見込量

計画相談支援は、利用実績及びアンケート結果でのニーズが高いことから、今後、利用者が増加すると推定し、令和6（2024）年度247人、令和7（2025）年度263人、令和8（2026）年度280人の月間実利用者数を見込みます。

地域移行支援は、利用実績及びアンケート結果から、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度まで月間実利用者数を1人と見込みます。

地域定着支援は、年度により増減の変動がありますが、今後は利用者が微増すると予測し、令和6（2024）年度9人、令和7（2025）年度9人、令和8（2026）年度10人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

【計画相談支援】

現在利用しており、今後も利用したい：162人

現在利用していないが、3年以内には利用したい：153人

【地域移行支援・地域定着支援】

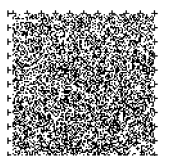
現在利用しており、今後も利用したい：21人

現在利用していないが、3年以内には利用したい：103人

■実績・計画

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援 月間実利用者数	210	221	232	247	263	280
地域移行支援 月間実利用者数	0	1	1	1	1	1
地域定着支援 月間実利用者数	9	9	8	9	9	10

※令和5（2023）年度の数値は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。



5 障害のある児童への支援

(1) 障害児通所支援

①児童発達支援

■サービスの内容・対象者

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害のある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

■課題・方向性及び方策等

市内のサービス提供事業所は増加傾向にありますが、利用者の増加も著しいため、市内だけでなく近隣市や、県内、都内のサービス提供事業所に利用者が通所しています。関係機関との連携によって、引き続き、必要な療育を提供できるよう支援していきます。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果のニーズの高さを踏まえ、令和6（2024）年度317人、令和7（2025）年度337人、令和8（2026）年度357人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

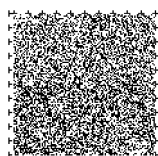
現在利用しており、今後も利用したい：120人
現在利用していないが、3年以内には利用したい：13人

■実績・計画

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
月間実利用者数	235	277	297	317	337	357
月間延利用日数	1,951	2,252	2,483	2,618	2,783	2,948

※令和5（2023）年度の数値は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

※令和6（2024）年度以降の月間延利用日数は、月間実利用者数に過去の平均利用日数をかけて算出しています。



②医療型児童発達支援

■サービスの内容・対象者

肢体不自由（上肢、下肢または体幹機能の障害）があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要と認められた障害のある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います。

■課題・方向性及び方策等

これまでに利用者はいませんでしたが、関係機関と連携し、実態の把握に努めるとともに、利用希望があった場合は、適切なサービスを提供する医療機関の情報提供などを行い、医学的管理の下で必要な療育を受けられるよう支援していきます。

■サービスの見込量

これまでに利用者はいませんでしたが、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度まで、月間実利用者数を1人と見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

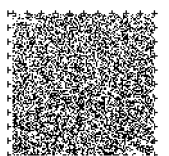
現在利用しており、今後も利用したい：5人
現在利用していないが、3年以内には利用したい：21人

■実績・計画

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
月間実利用者数	0	0	0	1	1	1
月間延利用日数	0	0	0	8	8	8

※令和5（2023）年度の数値は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

※令和6（2024）年度以降の月間延利用日数は、月間実利用者数に平均利用日数（実績なしのため児童発達支援を参照）をかけて算出しています。



③放課後等デイサービス

■サービスの内容・対象者

小・中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校に就学している障害のある児童について、学校の授業終了後や夏休みなどに、障害児通所支援施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

■課題・方向性及び方策等

市内に、新たな事業所が増加してきたことにより、潜在的なニーズが満たされてきていると推測されます。

このサービスには、障害のある児童を介護する親・家族などのレスパイトケア（家族等に代わり一時的にケアを代替することで、日々の疲れ等をリフレッシュしてもらう家族支援サービス）としての役割があります。

新規事業所の開設等について、事業者等から市に相談があった場合などは、本計画に基づき必要な支援をしていきます。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果でのニーズの高さを踏まえ、令和6（2024）年度448人、令和7（2025）年度478人、令和8（2026）年度508人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

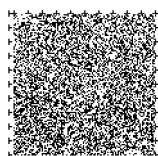
現在利用しており、今後も利用したい：127人
現在利用していないが、3年以内には利用したい：75人

■実績・計画

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
月間実利用者数	268	355	418	448	478	508
月間延利用日数	3,159	4,060	4,568	5,071	5,410	5,750

※令和5（2023）年度の数値は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

※令和6（2024）年度以降の月間延利用日数は、月間実利用者数に過去の平均利用日数をかけて算出しています。



④保育所等訪問支援

■サービスの内容・対象者

保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害のある児童について、療育の専門スタッフが保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。

■課題・方向性及び方策等

利用者が徐々に増加しており、今後は、サービスを提供する事業者の確保や制度の周知が課題となります。利用希望があった場合は、保護者等の希望を踏まえ、サービスを提供する事業者が個別支援計画を作成し、障害のある児童が集団の中で、より過ごしやすくなるための支援が行われるよう、訪問先施設との連携を図ります。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果から、今後も利用者が増加すると予測し、令和6（2024）年度63人、令和7（2025）年度76人、令和8（2026）年度90人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

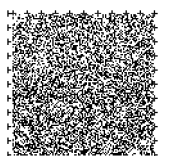
現在利用しており、今後も利用したい：41人
現在利用していないが、3年以内には利用したい：32人

■実績・計画

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
月間実利用者数	32	45	53	63	76	90
月間延利用日数	37	47	59	69	83	99

※令和5（2023）年度の数値は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

※令和6（2024）年度以降の月間延利用日数は、月間実利用者数に過去の平均利用日数をかけて算出しています。



(2) 居宅訪問型児童発達支援

■サービスの内容・対象者

重度の障害等の状態にある児童を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。

■課題・方向性及び方策等

重度の障害等により外出が困難な状態にある児童に対し、必要な療育を行うため、事業者にサービスの提供を促し、利用の促進に努めます。

なお、居宅訪問型保育事業と対象者が重複することから、関係機関との連携に努めます。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果から、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの月間実利用者数を1人と見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

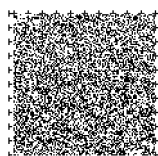
現在利用しており、今後も利用したい：4人

現在利用していないが、3年以内には利用したい：10人

■実績・計画

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
月間実利用者数	0	1	1	1	1	1
月間延利用日数	0	3	3	3	3	3

※令和5（2023）年度の数値は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。
 ※令和6（2024）年度以降の月間延利用日数は、月間実利用者数に過去の平均利用日数をかけて算出しています。



(3) 障害児入所支援

①福祉型障害児入所施設

■サービスの内容・対象者

障害のある児童や児童相談所、保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童を対象に児童の保護、日常生活の指導及び生活に必要な知識技能の付与を行うサービスです。

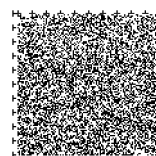
②医療型障害児入所施設

■サービスの内容・対象者

知的障害のある児童、肢体不自由の児童、重症心身障害のある児童や、児童相談所、保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童を対象に、児童の保護、日常生活の指導及び生活に必要な知識技能の付与及び治療を行うサービスです。

■課題・方向性及び方策等

障害児入所施設の利用については、県の決定によるものであることから、サービスの見込量は定めませんが、利用の必要がある児童が認められた際は、迅速に対応できるよう、関係機関との連携に努めます。



(4) 障害児相談支援

①障害児相談支援

■サービスの内容・対象者

障害児相談支援は、指定障害児相談支援事業者が、障害児通所支援を利用する人について、心身の状態や置かれている環境、サービスの利用に関する意向等を聞きながら、障害児支援利用計画を作成するものです。

■課題・方向性及び方策等

障害児通所支援に関しては、児童発達支援及び放課後等デイサービスを利用する児童が年々増加しており、今後も利用者が増加していくことが予測されます。必要なサービスを適切に利用できるように努めます。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果から、今後も利用が増加すると予測し、令和6（2024）年度233人、令和7（2025）年度263人、令和8（2026）年度296人の月間実利用者数を見込みます。

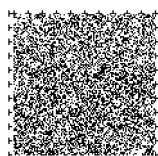
■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：134人
現在利用していないが、3年以内には利用したい：28人

■実績・計画

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
月間実利用者数	163	201	206	233	263	296

※令和5（2023）年度の数値は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。



②医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

■サービスの内容・対象者

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場等に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行い、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担っています。

■課題・方向性及び方策等

医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターについては、埼玉県において開催される医療的ケア児等コーディネーター養成研修が行われる際に、市内の事業者にも所属の相談支援専門員や保健師等の対象となる者に周知し、研修受講者を募り増員を図ります。

また、先進自治体の取組等を調査研究し、医療的ケア児やその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、コーディネーター配置済みの事業者や関係機関と連携するとともに、安定した相談支援体制の整備に向けて、障害者自立支援協議会専門部会（こども部会）において、コーディネーターの活用方法等について検討していきます。

■サービスの見込量

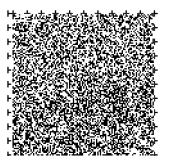
令和6（2024）年度から令和8（2026）年度まで、医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者のうち、相談支援事業に従事する職員8人の配置を見込みます。

■実績・計画

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
配置人数	4	6	8	8	8	8

※令和5（2023）年度の数値は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

※医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者のうち、相談支援事業所に所属し、市が把握している人数です。



(5) 障害のある児童への子ども・子育て支援等（教育・保育）

■サービスの内容・対象者

子ども・子育て支援等の利用を希望する障害のある児童が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業等における障害のある児童の受け入れ体制整備を行うものです。

■課題・方向性及び方策等

保育所については公設保育園において統合保育を目的として「育成保育事業」を実施しています。また、民間の保育所や放課後児童クラブにおいても、障害のある児童の受け入れの体制を整えています。さらに、医療的ケア児を含めた障害のある児童が地域の保育や教育を受けることができるように支援することで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進しています。

課題としては医療的行為が必要な児童の受け入れが挙げられ、居宅訪問型保育など多角的な支援の検討が必要です。

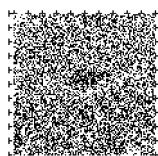
■サービスの見込量

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までは、増加傾向で推移すると見込みます。

■実績・計画

施設名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	障害のある児童の利用希望人数 (実人数)	障害のある児童の受入人数 (実人数)	障害のある児童の利用希望人数 (実人数)	障害のある児童の受入人数 (実人数)	障害のある児童の利用希望人数 (実人数)	障害のある児童の受入人数 (実人数)
1 保育所	95	95	119	119	125	125
2 認定こども園	8	8	9	9	8	8
3 放課後児童健全育成事業 * 1)	29	29	29	29	46	46
4 幼稚園 * 2)	23	23	22	22	42	42
5 特定地域型保育事業 * 3)	8	8	8	8	10	10
6 認可外（地方単独事業） * 4)	-	-	-	-	-	-

※令和5（2023）年度の数値は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。



施設名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	障害のある児童の利用希望人数 (実人数)	障害のある児童の受入可能人数 (実人数)	障害のある児童の利用希望人数 (実人数)	障害のある児童の受入可能人数 (実人数)	障害のある児童の利用希望人数 (実人数)	障害のある児童の受入可能人数 (実人数)
1 保育所	125	109	125	109	125	109
2 認定こども園	8	4	8	4	8	4
3 放課後児童健全育成事業 * 1)	52	52	52	52	52	52
4 幼稚園 * 2)	40	40	40	40	40	40
5 特定地域型保育事業 * 3)	10	26	10	26	10	26
6 認可外（地方単独事業） * 4)	-	-	-	-	-	-

* 1) 子ども・子育て支援法第59条に定める当該事業の「実人数」を記載

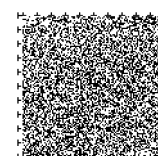
* 2) 私学助成の対象である幼稚園を含む

* 3) 小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育

* 4) 地方自治体が一定の基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設

※保育所、認定こども園、特定地域型保育事業の受入可能人数は、目安として定めている公立保育所
4人/1園、民間保育所2人/1園、特定地域型保育事業1人/1園に基づいた人数であり、実際には
目安を超えて受け入れを行っています。

※年間実人数



第5章 地域生活支援事業等

※実績・計画のうち、令和5（2023）年度の実績は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

■地域生活支援事業とは

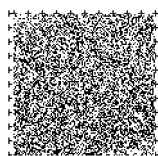
障害のある人等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を効率的・効果的に実施し、障害のある人の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず、すべての人がお互いに人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする事業です。

障害者総合支援法のもと、国が定める地域生活支援事業実施要綱に基づき、都道府県が実施主体となる都道府県地域生活支援事業と市町村が実施主体となる市町村地域生活支援事業があります。

都道府県または市町村が、法律上実施しなければならない具体的な事業（必須事業）を行うほか、都道府県または市町村の判断により、障害のある人等が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業（任意事業）を実施することができます。

市では、市内外の社会資源を有効に活用し、効率的・効果的な事業の実施を図ります。

また、県が実施主体として実施する事業で、県と市が連携して実施する必要がある事業については、県や他の市町村の動向を勘案し、関係機関・関係部署などとの協議や、朝霞市障害者プラン推進委員会及び朝霞市障害者自立支援協議会での検討を行い、事業が適切に実施できるよう努めます。



必須事業

1 理解促進研修・啓発事業

■サービスの内容・対象者

障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、障害のある人等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

■課題・方向性及び方策等

障害や障害のある人に対する理解を深めるための普及啓発の講演会や事業等を、市内の障害者団体等と協力して、毎年実施していきます。

本市では、「朝霞市障害者理解に関する普及啓発事業補助金交付要綱」を定め、障害者団体等の実施する講演会等の事業に対して経費を補助しており、今後も障害者団体等への働きかけや情報の周知に努めます。

■サービスの見込量

さまざまな障害者団体等に呼び掛け、それぞれのノウハウを活かし、障害や障害のある人等への理解を促進するための啓発事業を実施していきます。

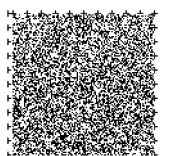
■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：8人

現在利用していないが、3年以内には利用したい：138人

■実績・計画

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
理解促進研修・啓発事業 (実施の有無)	未実施	実施	実施	実施	実施	実施



2 自発的活動支援事業

■サービスの内容・対象者

障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。

■課題・方向性及び方策等

障害のある人やその家族が互いの悩みなどを共有し、交流を図ることを目的として、障害福祉の向上を目指して活動している障害者団体に対して、補助金を交付します。

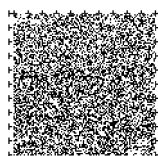
本市では、「朝霞市福祉団体等の補助金交付要綱」を定め、福祉団体等の育成、福祉の増進を図るため、福祉団体等の事業補助金及び活動費補助金を交付しており、今後も福祉団体等への働きかけや情報の周知に努めます。

■サービスの見込量

平成25（2013）年度から地域生活支援事業の必須事業に位置付けられました。今後も事業の実施に努めます。

■実績・計画

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自発的活動支援事業 （実施の有無）	実施	実施	実施	実施	実施	実施



3 相談支援事業

■サービスの内容・対象者

○障害者相談支援事業

障害のある人等の福祉に関する各種の問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のため、関係機関との連絡調整その他の障害のある人等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行います。

事業内容は、①福祉サービスの利用援助（情報提供、相談など）、②社会資源を利用するための支援（各種支援施設に関する助言・指導など）、③社会生活力を高めるための支援、④ピアカウンセリング、⑤成年後見制度など権利擁護のための制度の利用に必要な援助、⑥専門機関の紹介などです。

相談支援事業の効果的な実施に向けて、地域において障害のある人等を支えるネットワークの構築を図るため、市町村は、協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。

○基幹相談支援センター等機能強化事業

市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。なお、専門的職員とは、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士などの資格を有する職員です。

また、市（ケースワーカーや保健師等）、障害者就労支援センター、障害福祉サービス事業所、教育・就労等に関する各種の相談機関など、地域の多数の関係機関との連携を強化し、相談者の継続した支援に当たります。

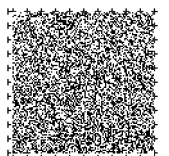
○基幹相談支援センター

地域生活支援事業実施要綱では、市町村単独または複数の市町村などにより、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の実情（人口規模、地域における相談支援の体制、人材確保の状況等）に応じて、次のような業務等を行う機関を設置することが市町村の努力義務とされています。

- ▶障害の種別やさまざまなニーズに対応できる総合的な相談への対応
- ▶地域の相談支援事業者に対する指導・助言、人材育成の支援など（研修会、日常的な事例検討会等）
- ▶障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発など地域移行、地域定着の促進への取組
- ▶権利擁護（成年後見制度や虐待防止）の取組

○住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望していても、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援するものです。



■課題・方向性及び方策等

本市では、平成20（2008）年から障害者自立支援協議会を設置し、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりなどを目的として、中核的な役割を果たす協議の場として開催しています。今後は、専門部会を活用していくことや、基幹相談支援センターを相談事業の中心的な役割として設置し、機能させていくことが課題となっています。障害のある人等の相談支援事業は、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会に委託して実施しています。また、市では、障害福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、障害のある人等への虐待に関する相談や通報を受けたときは、関係機関との連携により円滑な解決に努めています。

■サービスの見込量

障害者相談支援事業は現在、はあとぴあ障害者相談支援センターで実施し、基幹相談支援センター等機能強化事業として専門職を配置しており、今後も継続していきます。

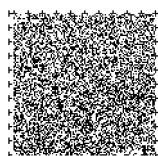
基幹相談支援センターの設置については、実施に向けて検討していきます。住宅入居等支援事業については、令和4（2022）年度より居住支援相談事業として、障害者を含む住宅確保要配慮者に対し、社会福祉士による相談や住まい探しなどの生活支援を実施しています。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：107人
現在利用していないが、3年以内には利用したい：288人

■実績・計画

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害者相談支援事業 (箇所数)	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター 等機能強化事業 (実施の有無)	実施	実施	実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター (実施の有無)	未実施	未実施	未実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業 (実施の有無)	未実施	実施	実施	実施	実施	実施



4 成年後見制度支援事業

(1) 成年後見制度利用支援事業

■サービスの内容・対象者

障害福祉サービスの利用などの観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害のある人、精神障害（高次脳機能障害等を含む。）、遷延性意識障害等のある人に対して、成年後見制度の利用に係る費用を支給することにより、障害のある人の権利擁護を図ります。成年後見制度の利用を希望するが、身寄りがいない利用者の成年後見制度の申立て（市長申立て）に要する経費の負担及び成年後見人等の報酬について助成します。

■課題・方向性及び方策等

成年後見制度利用に関する支援について、必要な経費の負担に対する助成などにより、今後も支援を継続していきます。

■サービスの見込量

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの年間利用件数を各年度3件と見込みます。

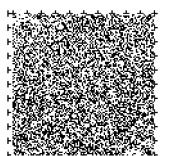
■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：19人
現在利用していないが、3年以内には利用したい：149人

■実績・計画

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
年間利用件数 (市長申立て)	2	3	3	3	3	3

※令和5（2023）年度の数値は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。



(2) 成年後見制度法人後見支援事業

■サービスの内容・対象者

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ることを目的とします。

■課題・方向性及び方策等

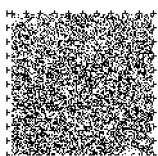
市と社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会において、既に本事業を実施している近隣市などの事例を調査・研究し、実施に向けて協議していきます。

■サービスの見込量

関係機関と協議を進め、令和8（2026）年度まで引き続き実施を検討します。

■実績・計画

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施の有無	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討



5 意思疎通支援事業

■サービスの内容・対象者

意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人に、手話通訳、要約筆記等の方法により、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣などを行う事業です。

意思疎通支援事業は、入院中においても、入院先医療機関との調整の上で利用することができます。

○手話通訳者派遣事業

官公庁の手続や行事、医療機関の受診などで聴覚障害のある人が手話通訳を必要とする場合、手話通訳者を派遣します。

○手話通訳者設置事業

聴覚等に障害のある人が、手続や相談などの際に円滑な意思疎通が図れるよう、手話通訳者を市役所の窓口配置する事業です。

○要約筆記者派遣事業

手話通訳者の派遣と同様に、聴覚障害のある人が要約筆記を必要とする場合、要約筆記者を派遣します。

■課題・方向性及び方策等

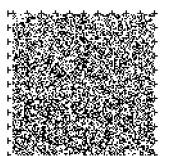
朝霞市日本手話言語条例の施行に伴い、各事業の充実を目指します。手話通訳者派遣事業においては、手話講習会を継続的に実施し、手話通訳者の養成・確保に努めます。また、手話通訳者設置事業については、市庁舎における手話通訳者の体制整備に努めます。さらに、要約筆記者派遣事業においては、今後も継続して実施するとともに事業の周知に努めます。

■サービスの見込量

手話通訳者派遣事業は、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会に委託して実施しており、利便性の向上とともに利用件数の増加が見込まれます。利用実績を勘案し、令和6（2024）年度534件、令和7（2025）年度539件、令和8（2026）年度543件の年間利用件数を見込みます。

手話通訳者設置事業は、手話通訳者の体制整備の推進及び事業の周知拡大に伴い、対応件数が増加しました。利用実績を勘案し、令和6（2024）年度860件、令和7（2025）年度882件、令和8（2026）年度905件の年間対応件数を見込みます。

要約筆記者派遣事業は、利用実績を勘案し、令和6（2024）年度10件、令和7（2025）年度13件、令和8（2026）年度17件の年間利用件数を見込みます。



■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

【手話通訳者派遣事業】

現在利用しており、今後も利用したい：14人

現在利用していないが、3年以内には利用したい：27人

【要約筆記者派遣事業】

現在利用しており、今後も利用したい：10人

現在利用していないが、3年以内には利用したい：44人

■実績・計画（手話通訳者派遣事業）

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
年間利用件数	479	525	530	534	539	543
年間派遣人数	567	623	624	625	627	628

※令和5（2023）年度の数値は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

■実績・計画（手話通訳者設置事業）

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
年間対応件数	828	817	838	860	882	905

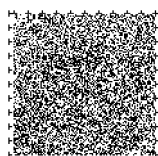
※設置手話通訳者の対応可能な範囲は、市庁舎及び保健センターとしているが、必要に応じてその近隣に同行し対応可能としている。

※令和5（2023）年度の数値は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

■実績・計画（要約筆記者派遣事業）

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
年間利用件数	21	6	8	10	13	17
年間派遣人数	35	12	15	19	24	30

※令和5（2023）年度の数値は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。



6 日常生活用具給付等事業

■サービスの内容・対象者

在宅の障害のある人等の日常生活を容易にするため、障害に応じた用具（各種目の対象要件に該当する人を対象）として、①介護・訓練支援用具（特殊寝台、特殊マットなど）、②自立生活支援用具（入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置など）、③在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器、盲人用体温計など）、④情報・意思疎通支援用具（点字器、人工喉頭など）、⑤排せつ管理支援用具（ストマ装具など）、⑥居宅生活動作補助用具（移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの）の給付を行うものです。

■課題・方向性及び方策等

障害のある人が日常生活を円滑に営むことができるよう、利用者に応じた適切な日常生活用具の給付を行います。

■サービスの見込量

日常生活用具には耐用年数があり、使用する人の状況によって給付申請の状況が異なるため、各年度で給付件数の増減の変動がありますが、利用実績を踏まえて数値を見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

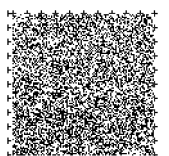
現在利用しており、今後も利用したい：86人
現在利用していないが、3年以内には利用したい：156人

■実績・計画

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
①介護・訓練支援用具	10	5	5	6	6	7
②自立生活支援用具	11	14	15	17	18	20
③在宅療養等支援用具	9	9	10	11	12	13
④情報・意思疎通支援用具	28	24	26	29	32	35
⑤排せつ管理支援用具	1,904	2,146	2,186	2,227	2,269	2,311
⑥居宅生活動作補助用具	5	4	4	4	4	5

※年間件数

※令和5（2023）年度の数値は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。



7 手話通訳者等養成事業

■サービスの内容・対象者

平成28（2016）年4月1日施行の朝霞市日本手話言語条例の基本理念に基づき、日本手話を母語とするろう者が安心して生活できる社会を実現することを目的として、広く市民に対し、ろう者や日本手話に対する理解促進及び日本手話の普及に努めるとともに、手話通訳者を養成します。

■課題・方向性及び方策等

ろう者や日本手話への理解を深めるための取組を実施するとともに、ろう者の意思を尊重した通訳を行うことができる手話通訳者の養成を目的とし、手話講習会を実施します。

■サービスの見込量

日本手話言語条例の周知を行うことにより、ろう者や日本手話に対する理解が広がり、日本手話を学ぶ市民等の増加が見込まれます。また、登録手話通訳者を増員するため、手話講習会を継続的、計画的に実施する必要があります。

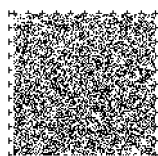
■実績・計画

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話講習会	実施	実施	実施	実施	実施	実施
登録手話通訳者数	10	10	9	10	11	12

※手話講習会は、昼・夜各1講座（入門→基礎→中級→養成→フォローアップ）の3年計画とし、朝霞市社会福祉協議会で実施しています。

※登録手話通訳者数は、年度末現在の人数です。

※令和5（2023）年度の数値は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。



8 移動支援事業

■サービスの内容・対象者

屋外での移動に著しい困難を伴う全身性障害のある人や知的障害のある人等または一人での外出が困難な精神障害のある人などが社会生活上、必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加による外出の際の移動について支援が受けられます。

ただし、同様の支援が障害者総合支援法の障害福祉サービスにおいて利用できる場合または介護保険法による訪問介護において利用できる場合は、これらのサービスが優先されます。

■課題・方向性及び方策等

サービスを提供する事業者の確保や制度の周知に努め、移動の困難な人に対し、適切なサービスの提供を行います。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果を踏まえ、月間実利用者数を令和6（2024）年度85人、令和7（2025）年度93人、令和8（2026）年度101人を見込みます。

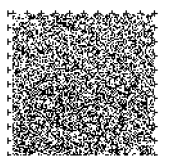
■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：82人
現在利用していないが、3年以内には利用したい：196人

■実績・計画

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
月間実利用者数	73	72	78	85	93	101
年間延利用時間	15,177	15,467	16,483	17,963	19,653	21,344

※令和5（2023）年度の数値は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。
※令和6（2024）年度以降の年間延利用時間数は、月間実利用者数に過去の平均利用時間をかけて算出しています。



9 地域活動支援センター事業

■サービスの内容・対象者

障害のある人等が通所し、創作的活動や生産活動の機会の提供等を通じて、自立と社会との交流促進を図るとともに、家庭における介護負担を軽減することを目的とする施設です。

基礎的事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動、社会との交流促進などの事業を実施します。

機能強化事業として、専門職員（看護師、精神保健福祉士等）の配置による支援、障害特性に応じて実施する事業（機能訓練や作業療法士による作業療法、言語聴覚士による言語療法など）、ボランティアの育成などを実施します。

■課題・方向性及び方策等

アンケート調査などの結果からも、利用者の需要が高まっています。
利用者の実態に応じた地域活動支援センターの運営の支援に努めます。

■サービスの見込量

利用実績より、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度まで、1日平均10人の実利用者数を見込みます。

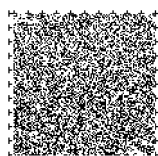
■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：41人
現在利用していないが、3年以内には利用したい：126人

■実績・計画

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
1日平均 実利用者数	15	14	13	10	10	10
事業所数	3	3	3	2	2	2

※令和5（2023）年度の数値は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。



任意事業

1 日常生活支援

(1) 訪問入浴サービス

■サービスの内容・対象者

家庭において、入浴することが困難な重度心身障害のある人等に対し、事業者へ委託し、入浴サービスなどを行うことにより、重度心身障害のある人等の心身の健康増進及び介護者の負担軽減を図るため実施するものです。

■課題・方向性及び方策等

今後もサービスを提供する事業者の確保や制度の周知に努め、適切なサービスの提供を行います。

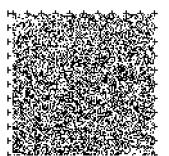
■サービスの見込量

利用実績より、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの実利用者数を11人と見込みます。

■実績・計画

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実利用者数	14	11	11	11	11	11

※令和5（2023）年度の数値は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。



(2) 日中一時支援

■サービスの内容・対象者

障害のある人等の家族の就労支援及び障害のある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害のある人等に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練などの支援を行います。

■課題・方向性及び方策等

市内及び近隣市に利用のできる施設が少ないことが課題であり、アンケート結果からも潜在的ニーズは多いものと推測され、市内及び近隣市での利用ができるように施設の整備をする必要があります。

また、今後も利用の促進に努め、障害のある人等及びその家族などの負担の軽減を図ります。

■サービスの見込量

利用実績より、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの月間実利用者数を11人と見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

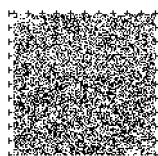
現在利用しており、今後も利用したい：30人

現在利用していないが、3年以内には利用したい：158人

■実績・計画

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
月間実利用者数	5	10	10	11	11	11

※令和5（2023）年度の数値は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。



2 社会参加支援

(1) レクリエーション活動等支援

■サービスの内容・対象者

生涯学習・スポーツプログラムの充実を図り、障害のある人のレクリエーションやスポーツ、芸術・文化などの余暇活動の促進を図ります。

■課題・方向性及び方策等

障害のある人の余暇活動については、各障害者団体などにおいて積極的な取組が行われており、市としても、ふれあいスポーツ大会の実施やレクリエーション事業補助金の交付によりレクリエーション活動の促進を図っています。

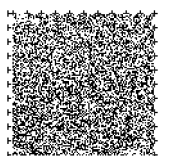
今後も、障害のある人だけでなく、障害のない人も参加対象とし、障害に対する理解を促進し、魅力あるイベントが実施されるよう、関係団体との協働のもと推進を図ります。

■サービスの見込量

引き続き、広報紙やホームページ等での呼び掛けを実施し、参加者を募り、令和8（2026）年度のふれあいスポーツ大会の参加者数120人を見込みます。

■実績・計画

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ふれあいスポーツ 大会参加者数	未実施	93	100	120	120	120



3 就業・就労支援

(1) 障害者就労支援センター

■サービスの内容・対象者

障害のある人やその家族からの就労に関する相談に応じ、職場定着支援など就労に関する各種支援を行うとともに、就労ネットワークを形成し、その活用等により連携の取れた効果的な就労支援体制を促進することを目的とします。

市では、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会を指定管理者として障害者就労支援センターの運営を行っています。

関係する事業所、公共職業安定所（ハローワーク）、教育機関、医療機関等との連携を密にし、障害のある人の自立と社会参加の促進に向けて、就労支援、生活支援を行っています。

■課題・方向性及び方策等

短期間での離職者も多く、また、就労移行支援などの事業所も増え、登録者の管理及び支援の方向性が多岐に渡ってきています。

今後は、職場や事業所と連携をより密にし、就労移行支援事業所等が行う就労定着支援との住み分けや、定着年数に応じて支援方法を変えるなど、支援の方向性を定めていく必要があります。

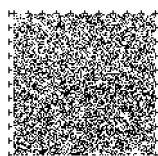
■サービスの見込量

今後も事業の周知を図り、障害者就労支援センターの運営を行います。

■実績・計画

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
施設設置数	1	1	1	1	1	1

※令和5（2023）年度の数値は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。



その他（市の独自事業）

本市では、障害者総合支援法等に定めのない市の独自事業として、障害のある人への支援を実施しています。主な市の独自事業は次のとおりです。

※制度改正等により内容や対象者が変更となる場合がありますので、最新情報・詳細は障害福祉課にお問い合わせください。

（１）福祉タクシー利用券、バス・鉄道共通ＩＣカード、自動車燃料費の補助

【内 容】重度心身障害のある人の社会生活圏の拡大及び経済的負担軽減を目的とし、福祉タクシー利用券、バス・鉄道共通ＩＣカードまたは自動車燃料費のうち１つについて補助を行います。

【対象者】・身体障害者手帳１級、２級、下肢３級の所持者
・療育手帳（Ａ）、Ａ、Ｂの所持者
・精神障害者保健福祉手帳１級、２級の所持者

（２）紙おむつ等の支給

【内 容】常時紙おむつ等を使用する在宅の重度心身障害のある人に対し、介護者の日常の介護活動を援助し、在宅福祉の増進を図ることを目的として、市が指定する紙おむつ等を支給します。

【対象者】身体障害者手帳１級、２級または療育手帳（Ａ）、Ａの所持者で、３歳以上６５歳未満の常時おむつを使用している人（一定の所得以上の人、施設入所者、他制度利用者、一定期間以上入院している人は対象外）

（３）配食サービス

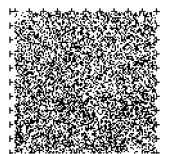
【内 容】自ら食事の支度をするのが困難な障害のある人に対し、昼食を提供するとともに安否確認を行うことを目的として、弁当を自宅へ配達します。

【対象者】６５歳未満の障害者手帳の所持者のみで構成される世帯に属する人

（４）緊急通報システム

【内 容】家庭内での急病、事故等の緊急時に速やかに埼玉県南西部消防本部に通報することを目的として、通報機器を設置します。

【対象者】単身者等で身体障害者手帳１級、２級の所持者



(5) 難病患者見舞金の支給

【内 容】難病をお持ちの人に対し、福祉の増進を図ることを目的として、見舞金を支給します。

【対象者】埼玉県より指定難病医療受給者証等の交付を受けている人

(6) 市内循環バス特別乗車証

【内 容】社会活動の助長・援助及び経済的負担軽減を目的として、市内循環バス乗車時の運賃が無料となる特別乗車証を発行します。

【対象者】障害者手帳所持者

(7) 自動車運転免許取得費・改造費の助成

【内 容】生活上の行動範囲の拡大と移動の利便性を高め、自立更生を促進することを目的に、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を補助します。

【対象者】障害者手帳所持者

(8) 更生訓練費給付

【内 容】施設で更生訓練を受ける障害のある人に対して、更生訓練費の支給を行い、社会復帰の促進を図ります。

【対象者】就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人で、利用者負担額の生じない人等

(9) 身体障害者等診断書料補助金

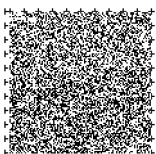
【内 容】障害者手帳を申請するために必要な医師の診断書作成に要した費用に対し、補助金を交付することにより、福祉の増進を図ります。

【対象者】身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を新規に受けた人

(10) 就職支度金の支給

【内 容】障害のある人の社会復帰の促進を図るため、就職等により自立をしようとする障害のある人に対し就職支度金を支給します。

【対象者】就労移行支援または就労継続支援を利用している人で就職または自営により施設を退所することになった人等



(11) 家具転倒防止器具等設置費の補助

- 【内 容】地震による家具の転倒等の被害から身体を守るため、家具転倒防止器具等を取り付ける際の費用の一部を補助します。
- 【対象者】身体障害者手帳1～3級、4級1種、療育手帳(A)、A、精神障害者保健福祉手帳1級、2級の所持者のみで構成される世帯等

(12) 障害者等見守りシール交付事業

- 【内 容】在宅の障害者等が行方不明となった場合に、早期発見及び安全確保を図るために、登録番号を付したシールを交付します。
- 【対象者】障害者手帳所持者、高次脳機能障害または統合失調症と診断された人等

(13) 巡回支援専門員整備（巡回相談支援）

- 【内 容】保育所等、子どもが集まる施設や学校に巡回相談を実施し、障害が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、発達障害児等の福祉の向上を図ることを目的とします。
- 【対象者】障害のある児童または障害の疑いがある児童及びその保護者、保育所等において障害のある児童の支援を担当する者

(14) 児童発達支援センター機能強化事業

- 【内 容】障害のある児童やその家族が地域で安心して暮らすことができるよう身近な地域で支援を行う児童発達支援センターに専門職員を配置し、地域における支援機能の充実と強化を図り、障害のある児童への支援の基盤整備を推進することを目的とします。
- 【対象者】障害児通所施設等

